

第31回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委 員 出 欠 表

第31回定例会

令和7年10月30日

開会 13時30分 閉会 15時20分

出 席 委 員
(23名)

会長 依田 繁二	会長代理 船田 寿夫
1 小野澤 文利	14 柳澤 大作
2 笹平 民男	15 上原 真由美
3 榎原 龍太郎	16 倉嶋 慶和
5 小野 高男	17 武舎 和久
6 杉田 修司	18 山田 貴司
7 小宮山 信幸	推進 上原 敦夫
8 保科 正行	推進 五十嵐 秀人
10 井出 藤男	推進 伊藤 茂
11 田口 千秋	推進 白石 文生
12 比田井 尚良	推進 大塚 和信
13 田中 章	

議事録署名委員

16 倉嶋 慶和 17 武舎 和久

出 席 職 員
(7名)

農業委員会事務局	
事務局長	重田 雄一
事務局次長	小林 誠司
事務局	佐々木 大輔
事務局	鈴木 優
事務局	福川 佳菜子
事務局	堀 涼佳
事務局	小林 千恵美

議事
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積等促進計画について

第5回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

事務局

皆さん、こんにちは。大塚委員は少し遅れるとのことです。時間になりましたので第31回農業委員会定例総会を開会します。まず開会の言葉を会長職務代理からお願ひします。

会長職務代理

皆さん、こんにちは。先日は火のアートフェスティバルでの焼きイモ販売は、大変ご苦労様でした。また各種団体の球技大会に出席していただいた方につきましても、大変ご苦労様でした。10日ほど前までは、最低気温は10度を下回ることはありませんでしたが、ここにきて一気に寒くなってきています。富士山などの標高の高い山では初冠雪があり、昨日は志賀高原、菅平でも初冠雪があったと報道されていました。北海道では平地でも初雪が降り、東御市でも横堰では氷点下の温度を記録したということです。大変寒くなつて参りましたので、冬が近いというような状況です。秋の取り入れも終盤になり、後片付けなどお忙しい中お集まりをいただきまして、大変ご苦労様です。ただいまより、第31回農業委員会定例総会並びに全員協議会を開会させていただきます。よろしくお願ひします。

事務局

続いて、会長挨拶、その後、議事録署名委員の指名と議事を進めていただければと思いますが、よろしくお願ひします。

会長

皆様、改めましてこんにちは。船田会長職務代理からも話されていましたが、この1週間で急激な寒さに入り、特に体調管理にはお互いに気を付けたいと思います。

さて10月の行事内容は、1日は都市計画マスターplan及び東御市立地適正化計画策定検討委員会があり、6日は19市農業委員会会長・事務局長合同会議がありました。11日、12日は、火のアートフェスティバルに出店し、委員の皆さんが植え付けしたサツマイモで、焼きイモを販売しました。16日は上小農業委員会協議会研修会に参加しました。22日は東御市各種団体球技大会があり、6名が参加しました。優勝は逃してしまいましたが、伊藤委員から景品にお米を寄付していただきました。主な行事は以上ですが、あと5回、定例総会がありますので、全員が常に出席出来るように体調には気を付けたいと思います。

それでは、ただいまより審議事項に入ります。本日の議事録署名委員は16番の倉嶋委員、17番の武舎委員にお願いします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、案件が1件ありますので、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

3-1 ○○番、図面は1ページをご覧ください。○○から○○メートルほど○○にある農地です。譲渡人は、○○の方です。譲受人は、○○の方です。譲受人は、経営する○○の隣接地であり、耕作の便がいいため取得し耕作したいとのことです。譲渡人はその求めに応じるため、譲り渡すものです。申請地では、ナス、ネギ、ジャガイモを栽培する予定です。経営面積は○○平方メートルですが、草刈機を所有しており、豆トラは購入予定です。近隣農家や○○等にアドバイスを受けながら耕作する予定です。譲受人会社に隣接しており、問題ないと判断しました。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、番号1について檜原委員より説明をお願いします。

檜原委員

○○という会社は、○○と○○の境のところにあり、その社長さんの○○が、○○に住んでいらっしゃいます。斜め上の畑は、○○が作っていましたが、○○で手放したいと考えていて、それで○○の○○は、その畑を手に入れて野菜を作って、従業員にお昼の味噌汁やお弁当のおかず出来ればと考えているとのことです。隣接していますし、○○はまだ若い方ですので、これから機械等も揃えていくということですので、特に問題はないと思っています。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、番号1の案件につきまして、ご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようでは、採決に入ります。番号1の案件つきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

ありがとうございました。出席者全員と認め、決定といたします。続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、案件が4件、計画変更が1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

5-1 ○○番、賃借権設定です。資料は2ページから4ページです。場所は○○から○○約○○メートル付近にある農地です。駐車場の申請です。譲受人は○○、譲渡人は○○の方です。今年の○○月

に、○○に隣接する○○番について○○の申請があり、○○月にその工事に伴う資材置き場として当該地の一時転用の申請があった場所です。今回、○○の建設に伴い、○○の既存駐車場が不足することから、○○台分の駐車場を設置するため申請があったものです。第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

5-2 ○○番、所有権移転です。資料5ページから6ページです。場所は○○から約○○メートル○○にある農地です。住宅、通路の申請です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方です。申請者は○○を迎え、田舎暮らしをしたいと考え、当該地に住宅を建てるべく申請があったものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

5-3 ○○番他○○筆、所有権移転です。資料は7ページから8ページです。場所は○○から約○○メートル○○にある農地です。住宅の申請です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方です。譲受人は、現在居住するアパートが手狭になったことから、住宅を新築したく申請があったものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

計画変更1及び5-4 ○○番、所有権移転です。資料は9ページから11ページです。関連があるため一括で説明します。場所は、○○から約○○メートル○○にある農地です。計画変更の申請で、貸駐車場から駐車場、家庭菜園の申請です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方です。当初、○○年○○月に、付近の別荘地所有者のための駐車場として賃貸する予定で転用の許可を受けました。資料に記載してありませんが、当初の所有者は○○で、○○の方でした。しかし、当初計画者が○○を務める土木、水道工事の法人の経営状況が傾き、対応に追われたため着手が困難になり、現在に至っています。今般、隣接地にセカンドハウスを所有する譲受人が、駐車場及び家庭菜園として活用したいとのことで申請があったものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

議長（会長）

ありがとうございました。番号1につきまして、上原真由美委員より説明をお願いします。

上原真由美委員

よろしくお願いします。ただいま説明していただいたとおりですが、資料の2ページ、3ページ、4ページをご覧ください。今の説明で○○番は、○○を建設しています。その隣の○○番は、資材置き場ということで申請をしています。今回はこの資材置き場を、○○建設に伴い、○○の駐車場が不足するということで、そこを駐車場に約○

○台分を転用したいということです。利用期間は○○年○○月○○日までです。賃貸料ですが月に○○円、造成費用が○○円ということだそうです。特に問題はないと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（会長） ありがとうございました。それでは、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。

杉田委員 駐車場敷地で賃貸借設定、○○年○○月○○日までということですが、終了した時には元の農地に戻すということでよろしいですか。その確認です。

議長（会長） 元に戻す確認ですが、事務局いいですか。

事務局 今回については一時転用ではなくて、期間は決まっていますが、その後○○年毎に契約が更新になるので、永年の駐車場の転用計画になります。

議長（会長） 杉田委員、よろしいですか。

杉田委員 わかりました。その後は○○の方の駐車場ですか。それとも○○の方の駐車場ですか。どちらでしょうか。

事務局 資料の2ページをご覧いただきたいと思います。ページの真ん中に○○建設予定地と記載されていますが、その○○側に駐車場があります。ここは○○、来客用の駐車場として今使っていますが、○○が出来た暁には、ここが○○の職員駐車場としても使われるようになります。既存の駐車場の一部も建設予定地の一部に入りますので、この○○の駐車場の一部が使えなくなるため、今回の申請地が駐車場予定地になりました。

議長（会長） ただいまの説明でご理解いただきましたでしょうか。

杉田委員 はい。わかりました。

議長（会長） 他にご質問ありませんか。ないようですので、採決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございました。出席者全員と認め、決定といたします。

続きまして、番号2の案件につきまして、小野澤委員より説明をお願いします。

小野澤委員

それでは説明させていただきます。お手元の資料の5ページ、6ページの図面をご覧ください。場所は、○○の○○、○○集落の○○という場所です。譲渡人は○○の○○、譲受人は○○の○○です。譲渡人の○○は○○歳を過ぎて一人暮らしという状況で、耕作が出来ないため処分したいという希望があり、譲受人の○○は○○が○○にあり○○もいて、前々から○○周辺で田舎暮らしをしたいという願望があったというお話です。このような状況の中で、当該地はいろいろ候補のある中でここを選定し、今回、住宅敷地と通路敷地の申請になったということです。譲渡人は、譲受人の求めに応じて申請地を譲り渡すというものです。図面にありますように隣接者が○○人いて、全員の了解を得ているという状況です。特段問題はないかと思われますが、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいま詳細にわたってご説明いただきました。ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないうえですので、採決に入ります。それでは、番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号3の案件につきまして、田口委員より説明をお願いします。

田口委員

ご説明いたします。資料は7ページ、8ページをご覧ください。当該地ですが、○○の集落内にあります。○○の○○があり、○○には○○、○○が2度視察し、この○○には○○が視察に訪れ、○○年には○○を受賞しました。○○の広大な○○団地が広がっており、このような場所に位置しています。申請人の○○人ですが、譲受人の○○は譲渡人の○○の○○になります。○○は住所が○○で耕作出来ない、○○は○○のアパートに居住していますが、○○である○○の○○の近くに住みたいということで、当該地に新築の建設を希望しました。周囲にはすでに住宅、建物が建っていますが、上水道は敷地○○側より取り込み、下水は○○側に排水し、雨水は宅地内に地下浸透を、○○側道路と敷地に沿ってU字溝が入ってオーバーフローの心配はありません。建物は平屋で周囲の同意も得ています。特別問題ないと思います。ご審議のほどお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。番号3の案件につきまして、ただいま詳細に渡ってご説明をいただきましたが、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。それでは、番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

ありがとうございました。出席者全員と認め、決定といたします。続きまして、計画変更及び番号4の案件につきまして、檜原委員より説明をお願いします。

檜原委員

お願いします。地図は9ページ、10ページです。申請地は、譲り受ける方の所有地の〇〇ですが、以前、〇〇が貸駐車場ということで別荘の方その家族等のための、駐車場にするということで最初に申請をしました。それが〇〇年で〇〇年位経ち、そのままになってしまったということです。経過書が県知事に出されていますが、先ほど説明もあったとおり〇〇を経営されていた〇〇が、経営状況が苦しくなり、計画どおりにいかなかつたということです。それでそのままになってしまって、今は経営状況が良くなってきたようですが、今回、隣に別荘を持っていらっしゃる〇〇と〇〇が、その農地を家庭菜園と自分の駐車場にしたいということです。〇〇番は、傾斜地になっていて駐車場が〇〇台位しか取れないので、駐車場の敷地が欲しいということで今回の申請になったそうです。当該の農地はもう林になっていて、とても農地とは思えないですが、そこを先日、見たときは業者さんが木を切っていましたので、今後、駐車場と家庭菜園としてやっていくということです。もう荒れてしまっているところですので、そこを家庭菜園と駐車場になれば綺麗にはなるので、そんなに問題はないかと思います。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、計画変更の案件と両方出ていますが、計画変更の案件についてご審議いただきたいと思います。採決はそれぞれに取りますが、計画変更と番号4の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。

小野委員

最近、クマの問題が盛んに出ていますが、〇〇にはクマの心配はないですか。

議長（会長）

立地条件がクマの問題と関連がありますから、そこを含めてご質問

ご意見を受けたいと思います。

檜原委員

クマの問題はもう全国的な問題で、○○の問題ではないのかと思います。○○では以前はクマが出て、庭先まで行ったとか、玄関を開けたらいたということもありました。それぞれ住まわれている方は、これだけニュースでやっていますし、いつどこで何が起こってもわからないということは、承知の上だと思います。○○と○○も、ここに随分前からセカンドハウスで別荘を持っているので、承知の上だと思います。○○はそういうところです。○○もそうですが、移住される方が結構来ていまして、当然、そこは覚悟の上で来ているのではないかと思っています。そんな意見ですが、よろしくお願ひします。

議長（会長）

よろしいですか。

小野委員

はい。

五十嵐委員

今の当該地ですが、山林化しているという話でしたが、例えばその周りのお宅からのクレームであるとか、または、東御市から計画どおりに進んでないというようなフォローであるとか、荒れている畠を何とかしてくださいというお願いはあるのでしょうか。

議長（会長）

現状に対する指導について、事務局からお願ひします。

事務局

8月、9月と農業委員、推進委員の皆さんに農地パトロールをしていただいて、今、その結果を取りまとめているところです。その中で、荒廃化している場所等については、所有者の方に今後どう耕作していくのか、誰かに譲りたいのかというような調査自体は毎年行っています。先ほどおっしゃられたように、山林化しているところは農地パトロールをやっていただくので把握はしています。把握をした上で全部の土地にきちんと管理してくださいという通知は、今後どうしていきたいですかという調査に加え苦情があった際には出しています。苦情に関しては、年間70件位、苦情があるたびに出しています。

五十嵐委員

通知の回答率を、もしよろしければ教えていただけますか。

事務局

農地パトロールの結果は、昨年実績ですが、赤判定された農地については通知するという線引きを事務局の方である程度しますが、通知自体を送付したのは40件ほどです。今後の利用意向調査ということ

で、送付しています。ただ、回答率で言うと、40件送付して10件回答がある位で、4分の1程度です。苦情については70件ほど送付して、そこから、それがどうだったのかというのは把握出来ていません。改善されるケースもあるでしょうし、改善されないからまた通知を送って欲しいというケースもあります。

五十嵐委員 苦情の窓口は生活環境課ですか。

事務局 農地については農業委員会、農地以外の地目、原野、宅地については、生活環境課扱いになります。

五十嵐委員 その対応は農業委員会と一緒にですか。

事務局 通知を送付するということに関しては一緒に、内容は若干違うと思います。

白石委員 ずっと荒れている土地、或いは、荒れ始めた土地も含めてですが、その所有者に或いはどこに連絡すれば連絡が取れるのかというのは、最終的に把握が出来るものなのですか。

事務局 農業委員会で調べることは出来るので、把握は出来るはずです。ただ相続の関係を、以前追いましたが、追っていくと追いきれないものが何件かありました。大体のものは追えて回答は出来ますが、わかるものは名前と住所で電話番号はわからないので、最終的には通知というものになってしまふのが現状です。中間管理の貸し借りは、貸すことを前提とした農地探索が調べてもいいという法律なので、通常、全部貸したいから調べるという方向性で持つていければ、追えるところまで追えます。単純に教えてとなると、私たちが持っている住基台帳と農地台帳で、その住所は委員の皆さんには、教えられると思います。

議長（会長） よろしいですか。

白石委員 はい。

議長（会長） 他にありませんか。

倉嶋委員 お聞きしたいのですが、今回の計画変更ですが、通常だと貸駐車場

用地で、許可を前回取ってあるので、地目を貸駐車場にすれば農地から離れて、この計画変更は要らないのではと感じましたが、そういうやり方はないのかというのと、計画変更だとすれば、元の所有者に戻して計画変更でこの〇〇と〇〇に売るのが、本来ではないのかと疑問に思ったので教えていただければと思います

事務局 事務局よりお願ひします。

事務局 〇〇の許可は、〇〇が〇〇に所有権を移転して、駐車場にするという内容で、農地転用の許可が得られました。流れとしては、まず、許可証を持って、農地のまま所有権移転をします。〇〇の農地になりました。次に、〇〇の所有になったので、造成して駐車場にしました。駐車場になったので、法務局で登記を雑種地に地目変更してもらうというのが申請の流れです。整理すると、許可を得て、所有権移転をしてから地目変更ですが、今回は、〇〇から〇〇に所有権が移転になりましたが、〇〇は着手せず、駐車場になりませんでした。所有権移転だけ済んで、畠のままでした。今回の場合は所有権がもう移っています。移っている場合は、計画変更が必要になります。

議長（会長） よろしいですか。

倉嶋委員 どうもありがとうございました。貸駐車場にしなかったので、計画変更が必要になったってことですか。

事務局 そうです。

倉嶋委員 地目だけ変えておけばよかったです。

事務局 そうです。もし、当時に地目変更をして雑種地になっていたら、当然、農地法の縛りはないです。

議長（会長） よろしいですか。

倉嶋委員 ありがとうございました。

議長（会長） 他になければ採決に入りますが、よろしいですか。それでは計画変更と番号4の案件につきまして、採決を取りたいと思います。まず、計画変更につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。出席者全員と認め、決定といたします。続きまして、番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。出席者全員と認め、決定といたします。続きまして、議案第3号、農地利用集積等促進計画について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第3号、農用地利用集積等促進計画10月分について説明します。資料の4ページが、中間管理を通した所有権移転です。2件、6筆、合計21, 297平方メートルです。資料の5ページから8ページが地域計画内における中間管理を通した利用権設定になります。その内、1番から11番が利用権設定からの移行及び新規の中間管理の設定になります。12番から45番までが、今年の12月31日に中間管理で終期を迎えるものの更新になります。45件、69筆、合計98, 731平方メートルです。全体の合計は47件、75筆、120, 028平方メートルです。よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、確認していただき、ご意見ご質問を受けたいと思います。

柳澤委員

賃貸料で米物納とありますが、今年は米の価格がすごく上がりました。今まで○○反歩当たり大体○○万円位、米だと○○俵でした。今年の米は倍ぐらいの値段になって、相対で貸し借りの当人同士の話にはなると思いますが、米でもらった方が断然お得、逆に米に変えたいなど他の地域ではそういう話が出ているのか、お聞きしたいと思います。

議長（会長）

それぞれ設定条件の中で、10アール当たりの賃料が現金か物納かその差、この地域周辺のバランスを聞き取りしてあればということですが、事務局お願いします。

事務局

中間管理の契約としては、契約内容の変更届を出すことで、賃料を変更することは可能です。事例は現時点ではないです。

柳澤委員も言われたとおり、最終的には各々の話になるので、価格の話については各々でよければ、変更が出来るという話です。ただ、

周辺の市町村もしくは全国的にという中では、今のところは大きな話は聞こえてこないのが現状です。農業者からその辺りが若干聞こえ始めていますが、貸し主からの声はあまりないので、大規模米農家さんがどうすべきかと悩みながらやっているのが現状かと思います。だから、こちらで問題をまだ抱えているという段階ではないです。農林水産大臣も変わり、米の政策がまた元に戻ってしまうという恐れもあるので、国の情勢を見ながら私たちも対応を考えようかと思っています。

議長（会長） ただいまの回答でよろしいですか。

柳澤委員 はい。

議長（会長） それでは、採決に入ります。議案第3号、農用地利用集積等促進計画につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございました。出席者全員と認め、決定といたします。続きまして、第5回農業経営改善計画認定意見聴取に入ります。事務局よりお願ひします。○○ですので、退室をお願いします。

事務局 第5回農業経営改善計画認定審査会議案、今月は2件の認定農業者の更新申請があります。

○○、○○です。認定農業者の更新申請となります。住所は○○番地です。営農類型は、複合経営で稲作、露地野菜、施設野菜となります。目標も同様です。現状、年間所得は○○円、目標は○○円となります。年間労働時間は○○時間で、目標は○○時間になります。主たる従事者が○○人のため○○人あたり年間所得、現状が○○円、目標が○○円、年間労働時間は現状が○○時間、目標が○○時間となります。生産について、野菜、水稻などを栽培していまして、目標に向けて水稻の生産量を増やすとともに野菜のうちトウモロコシ、施設トマト、キュウリにも取り組んでいきます。（2）農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業については、作業受託があり記載のとおり売り上げをあげていく予定です。（3）農用地及び農業生産施設については、東御市で田畠を併せて○○アール所有していて、目標は○○アールとなります。イ農業生産施設については、ビニールハウスを○○棟所有しており、目標に向けて○○棟増やしていく予定です。③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置については、野菜は、地力増進のための緑肥作物の導入、堆肥の活用、生分解性マルチを使用した作業の省力化を図っていきます。水稻は、

はぜかけ米が主力ですが、コンバイン、乾燥機を利用したコメを増やし省力化を図っていきます。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置については、会計等の処理を自分で行っているが、負担が大きい状況です。〇〇などへの外部委託を検討していきます。⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置については、経営継承を円滑に進めいくため、手書きのノートなどに記入している日誌をスマートフォン、タブレットを活用しデータ化していき、誰が見てもわかるようにしていきます。⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置については、販売チャネル増やしていきます。特に、ふるさと納税の返礼品のお米への取り組みに力を入れていきます。経営の構成については、記載のとおりです。雇用者は、臨時雇用を確保していく予定です。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画については、トラクター、あぜ塗機、タブレット、ビニールハウスを確保する予定です。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、会長職務代理より説明お願ひします。

会長職務代理

今まで〇〇の農業経営改善計画の認定申請でしたが、今回の再申請は〇〇である〇〇との共同申請になります。〇〇は学校卒業後、〇〇の農業後継者として、野菜を中心とした専業農家として就農をしています。現在は皆さん方も十分ご承知のとおり、自らの農業経営の傍ら、〇〇、〇〇の推進委員会長、以前は〇〇地区の農業後継者グループ〇〇の会長も務められていました。その他にも要職をたくさんされた方です。〇〇は〇〇の農業後継者として、〇〇年に就農して〇〇と一緒に営農を展開しています。〇〇人の農業経営は水稻野菜を中心とした複合経営で、現在は、水稻が〇〇アール、野菜は白菜、キャベツ、レタス類を中心に、露地野菜が〇〇アール、トマト類を中心とした施設野菜が〇〇アールでの経営規模となっています。これからは、水稻は機械化を進め、栽培面積を増やしていきたいということです。露地野菜は、連作障害を回避するために緑肥を導入し、堆肥を整理して連作障害防止に心掛けています。施設野菜は、パイプハウスを〇〇棟新設し、トマト、キュウリ等の果菜類の栽培を増やす計画になっています。これらの経営改善計画は無理のない妥当な計画と考えています。〇〇人は地域からの信望も非常に高く農業経営者として、地域の農業発展に尽力する人物と考えていますので、認定については問題がないと考えますので、よろしくお願ひします。

議長（会長）

ありがとうございました。ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言

をお願いします。ないようですので、次に進めさせていただきます。〇〇に入室していただきます。それでは番号2の案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局

番号2について説明させていただきます。〇〇です。認定農業者の更新申請となります。住所は〇〇番地です。営農類型は果樹類となります。目標も同様です。現状、年間所得は〇〇円、目標は〇〇円となります。年間労働時間は〇〇時間、目標は〇〇時間です。主たる従事者が〇〇人のため、それぞれ〇〇人当たり、年間所得の現状が〇〇円、目標は〇〇円、年間労働時間は、現状が〇〇時間、目標が〇〇時間となります。生産については、ワイン用ブドウを栽培して、目標に向けて苗が成長し、生産量が増えていく計画となっています。(2) 農畜産物の加工・販売その他関連・附帯事業については、〇〇の草刈りの作業受託、ワイン販売などがあり、記載のとおり売り上げを上げていく計画となります。ワインの受託醸造が〇〇円となっていますが、現状の年が決算書ベースで作成をしているので、〇〇年度の決算ベースとなります。醸造になると、〇〇年の受け入れになるのですが、その時受け入れがなかったので、〇〇年度は実績なしということで、〇〇円となっています。(3) 農用地及び農業生産施設については、畠を〇〇ヘクタール借り入れていて、目標も同様です。イ農業生産施設については、〇〇に醸造加工施設を所有しています。(4) 生産方式の合理化に関する現状と目標・措置については、スピードスプレーヤーの導入などにより、機械化を進めてきました。今後はトレリスを改良し、枝入れ作業の合理化を図り、作業時間の削減につなげていきます。(5) 経営管理の合理化に関する現状と目標・措置については、生産量が増えてきているため、海外展開、〇〇、〇〇を視野に入れ、販路の拡大を図っていきます。(6) 農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置については、従業員の労働時間を管理し、休暇の取得を推進します。(7) その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置については、スーパーL資金の活用を検討していて、ブドウ洗浄機、加熱殺菌装置を取得していく計画です。経営の構成について、構成員、役員は記載のとおりとなっています。雇用者については、常時雇用を〇〇人増やしていくこと、臨時雇用も〇〇人増やしていく計画となります。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画については、ブドウ洗浄機、加熱殺菌装置、乗用モアを〇〇台ずつ取得する計画となります。

議長（会長）

ありがとうございました。番号2の案件につきまして、倉嶋委員に説明をお願いします。

倉嶋委員

こちらは〇〇ということで、〇〇に新しく造りましたワイナリーの経営になります。〇〇は〇〇で、ワインの醸造販売をしています。〇〇は、設立したばかりで畠もまだ若く、収量もまだそんなに上がってないような状況だとお聞きしています。現在は、年間所得が〇〇円で大きく〇〇の状況ですが、5年後にはプラスに持っていきたいということです。今はまだワインの販売ルートの確立があまり進んでないようなお話を聞いています。こちらは販売と経営を見てくれる人が〇〇人臨時で雇っていて、そちらを専門に力を入れていきたいということでお話を聞いています。今後の期待ということでよろしくお願ひします。

議長（会長）

ありがとうございました。事務局と倉嶋委員から、説明をいただきました。ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。

田中委員

現在、〇〇ヘクタールほどの農地で収量が5年後に〇〇トンですが、今後、海外展開という目標ですが海外展開するほどの量が取れますか。

事務局

海外展開については、こここの畠から収穫するものだけではなくて、別のところから買って、〇〇で醸造して売るところもあるので、ワインの本数は確保していく計画となります。ただ、大量に生産をして、大量に販売というような方針ではないということで考えています。また、〇〇の他にも、〇〇は〇〇でワインを醸造販売しているので、そちらともタッグを組んで売っていくと聞き取りの際には話をしていました。

議長（会長）

田中委員、よろしいですか。

田中委員

はい。

白石委員

海外展開のことでもう1つ、〇〇、〇〇と書いてありますが、〇〇は、〇〇国でお酒が飲めないはずです。人口も相当多い国ですが、輸出自体が難しく何を市場調査して定めたのかよくわからないのですが。

議長（会長）

事務局、現状の範囲で結構ですがお願いします。

事務局 海外展開したいということで○○から話が出てきたので、海外展開はどこですかと聞いたところ、○○、○○という国名が出てきたという経緯になります。この部分はもう少し確認をして、次の農業委員会でお話出来ればと思います。

議長（会長） お願いします。

五十嵐委員 この会社は、他にも事業を展開されている会社ですか。

議長（会長） 他に事業展開をしていますか。

事務局 他の事業展開は特にはしてなくて、ワインの販売、○○の施設の指定管理をしています。

議長（会長） それぞれご質問いただきましたが、他によろしいですか。なければ、私の方からは皆さんのお内容を含め、1番につきましては、ご本人がここにいらっしゃいますが、地元等の信頼が厚い中で、一層の負託に応えるようにご努力をいただきたいと思います。2番につきましては、今、いろいろなご質問をいただきましたが、この提出されました数字につきましては、農業委員会としてはもう少し詳細の内容が欲しいということですので、詳細に渡ってご提示いただければありがたいという感じがしますので、よろしくお願いします。第5回農業経営改善計画の意見聴取につきましては、以上とさせていただきます。

本日の提案事項につきましては全案件終了とさせていただきます。ありがとうございました。

議事録署名人

（※直筆でお願いします）